

高浜小学校等整備事業
入札説明書等への質問回答（第1回）

平成28年8月18日

高浜市

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a	項目等	質問内容	質問回答
1	7	第3	1	⑤					地元経済貢献への配慮を期待している。	・市内事業者の活用について 地元経済貢献の観点から、市内事業者の利用について謳っていますが、その場合審査過程において市内事業者の利用把握はどのように行われるのでしょうか。	事業者の提案書に記載された内容に基づき、把握します。
2	7	3	2						業務実施企業の参画資格要件	設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を行う者は、それぞれ①、②、③、④の要件を満たさなければならないとありますが、当該業務以外(SPCマネジメント業務等)をSPCから受託する企業については、高浜市の入札参加資格は不要という理解でよろしいでしょうか。	設計、建設、工事監理及び維持管理以外の業務についても、SPCから直接受託する企業は、高浜市の入札参加資格が必要です。入札説明書を修正します。
3	10	第3	6						入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業の追加及び変更が可能とありますが、いつの時期までそれが可能でしょうか	資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、構成企業及び協力企業の追加及び変更の時期は、特に決めていません。
4	17	第7	4				②		一時支払金について	「実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合」との記載がございますが、各3回における一時支払金の金額確定はいつ頃を想定されてみえますでしょうか。	各工期の施設引渡しの1か月前頃を想定しています。
5	17	第7	4				②		一時支払金について	「実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合」とありますが、仮に交付金下がった場合においては、貴市からの一時支払金でご対応頂きたいと存じます。一時支払金の総額が下がると割賦払い金が増加し、資金調達の金額が増加するため、金融機関との交渉が必要となり、安定的な資金調達を行うことが出来ません。	入札説明書p.17「資金計画・事業収支計画に関する条件」の②に記載の通りです。
6	17	第7	3						業務の委託	構成企業及び協力企業以外に委託又は請け負わせる場合の貴市との事前協議は、どれくらい前に申請する必要がございますでしょうか。	特に決めていません。
7	18	11							財務書類の提出	SPCの代表企業及び構成企業全て会社が提出するのか、代表企業及び構成企業である維持管理業務担当会社のみで良いかをご教示ください。	SPCに係る財務書類を提出してください。

別紙1-3
事業契約書(案) 質問記入欄

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	質問回答
1			4	4		12	7			設計に伴う調査	事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。とありますが、調査結果、万一土地に瑕疵等が見つかった場合も結果に対し事業者がリスクを取るのでしょうか。もし、そのような考えであれば事業者が取るリスクとして合理的であるとは考えにくいので、文言の修正をお願いします。	前段：万一、土地に瑕疵等が見つかった場合は、第15条第5項に記載されているとおりです。 後段：原案の通りとします。
2			5	4		15	7			設計変更	市が第1項に基づき～、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、とありますが、ここで言う事業者の責任とは業務を履行することの責任と言う意味であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3			5	4		15	5			設計の変更	貴市に負担いただく場合における「変更による追加的費用」には、合理的な金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
4			6	4		16	1			設計図書等についての責任	貴市に負担いただく場合における「前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償」には、合理的な金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5			8	5	1	21	7			建設に伴う各種調査	事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。とありますが、調査結果、万一土地に瑕疵等が見つかった場合も結果に対し事業者がリスクを取るのでしょうか。もし、そのような考えであれば事業者が取るリスクとして合理的であるとは考えにくいので、文言の修正をお願いします。	前段／後段：No.1をご参照ください
6			9	5	1	24	1			建設工事等に伴う近隣対応・対策	工事そのものに起因する近隣対応・対策は事業者で行いますが、事業の計画そのものについては市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7		○	10	5	2	27	1			工期の変更による費用負担	「事業者が負担した合理的な増加費用」にはSPCに発生した合理的な金融費用を含むことで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
8			10	5	2	27	1			工期の変更による費用負担	「事業者の責めに帰すことのできない事由」には法令変更が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、「合理的な増加費用」には、合理的な金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みの通りです。 後段：合理的な範囲で含まれます。
9		○	10	5	2	28	2			工事の一時中止	「事業者が負担した合理的な増加費用」にはSPCに発生した合理的な金融費用を含むことで宜しいでしょうか。	No.8後段をご参照ください。
10			11	5	3	31	2			完成検査合格通知書	貴市から交付される完成検査合格通知書については、具体的に完成図書の提出以降、いつ頃までに交付を頂ける想定でしょうか。	市は事業者による自主完成検査の結果報告を受けた日から14日以内に完成検査を実施し、検査合格後速やかに完成検査合格通知書を交付します。
11		○	13	5	6	35	1			本施設の引渡し	金融機関からの資金調達に必要となるため、本施設の引渡し完了時には貴市からSPCに対して引渡しを証する書面の発行をお願いします。	了解しました。
12			13	5	6	35	1			本施設の引渡し	貴市に対する本施設の引渡しに際して、事業者は、引渡しと同時に貴市から引渡しを証する書類(引渡確認書や鍵の受領書など)を受領できるとの理解でよろしいでしょうか。	No.11をご参照ください
13		○	13	5	6	37	1			引渡しの期日の変更	「事業者が負担した合理的な増加費用」にはSPCに発生した合理的な金融費用を含むことで宜しいでしょうか。	No.8後段をご参照ください。
14			13	5	6	37	1			引渡しの期日の変更	「事業者の責めに帰すことのできない事由」には法令変更が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、「合理的な増加費用」には、合理的な金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段／後段：No.8をご参照ください
15			13	5	6	37	1			増加費用	貴市の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由による引渡期日の変更によって事業者が負担した増加費用には、ブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No.8後段をご参照ください。

事業契約書(案) 質問記入欄

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	質問回答
16			14	5	6	39	2			解体工事	解体工事完了の際には、貴市から解体工事完了に係る確認書面が交付される理解で宜しいでしょうか。	解体工事単独の完了に係る確認書面を交付することはありません。
17		○	16	6	1	46	1	(1)		維持管理業務開始の遅延	「事業者が実際に負担した追加的経費の額」にはSPCに発生した合理的な金融費用を含むことで宜しいでしょうか。	No.8後段をご参照ください。
18		○	16	6	1	46	1	(3)		維持管理業務開始の遅延	「事業者が実際に負担した追加的経費の額」にはSPCに発生した合理的な金融費用を含むことで宜しいでしょうか。	No.8後段をご参照ください。
19		○	16	6	1	46	1			維持管理業務開始の遅延	上記No.17、18の際、不可抗力や法令変更等事業者の責めに帰すべき事由以外で維持管理業務の開始が遅延した場合、維持管理業務の終了日を延長することは想定されているのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
20		○	18	6	3	51	3			維持管理業務の変更	「市は当該増加費用～負担する」とありますがSPCに発生した合理的な金融費用を含むことで宜しいでしょうか。	No.8後段をご参照ください。
21		○	19	6	3	52	2			維持管理業務の一時中止	「増加費用及び事業者に生じた損害額」にはSPCに発生した合理的な金融費用を含むことで宜しいでしょうか。	No.8後段をご参照ください。
22			19	6	5	55	1			維持管理業務の契約保証	本事業では維持管理業務でも契約保証を求められていますが、履行保証保険を付保する場合、毎年、維持管理業務の事業年度のサービス対価に対し、1/10付保し、それを15年(15回)提出することになるのでしょうか。また、維持管理業務では、業務不履行やサービスが低下した場合、ペナルティ対象となり、サービス購入費の減額に繋がるため、履行保証等が必要かどうか疑問に思えますので、そのあたりの考え方をご教授ください。	前段:事業者の提案によるものとします。 後段:履行保証等は必要であるため、原案の通りとします。
23		事業契約約款	20	6	5	55	1	4		履行保証保険	債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険とあるが、市として想定している保険内容をご教示ください。	事業契約書別紙3をご参照ください。
24			20	6	5	55	2			契約保証金	維持管理業務の契約保証金については、事業契約解除時の違約金に対して優先的に充当されるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
25			20	6	5	55	4			維持管理業務の契約保証	「契約金額の変更があった場合」には、物価変動に伴うサービスの対価の変動も含まれるのでしょうか。	お見込みの通りです。
26			23	9		64	1、2			市による本契約の終了	一部の業務が本契約の解除事由に抵触した場合、第58条(サービスの対価の減額)における減額の見え方と同様、該当する業務のみを解除することにはなりませんでしょうか。現状では、一部の業務に起因して、貴市が本事業を継続するための諸手続き(従来型公共事業とする場合を含めた再入札や議会対応など)が必要となり、貴市および事業者の双方にとって負担が過大となる可能性があると考えます。	ご意見として承ります。
27			23	9		64	1、2			市による本契約の終了	本契約を解除しない場合、「事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができる」とありますが、当該移転に先立って、合理的な期間を設定のうえ、融資金融機関と協議していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。当該地位に対しては、貴市の事前の書面による承諾を前提として、融資金融機関が譲渡予約を受けることとなることから、融資金融機関の同意が必要になるとの理解です。	お見込みの通りです。
28			24	9		64	4	(1)	イ	市による本契約の終了	「出来形」には、事前調査費、設計費、解体撤去費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙4「表2 サービスの対価の構成」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」「(1)施設費等」「ア 施設費」に記載の費用のうち、出来形を構築する上で必要であった費用が該当します。

事業契約書(案) 質問記入欄

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	質問回答
29			24	9		64	4	(1)	イ	出来形買取	「市は、出来形部分について、相当する金額に…又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使する」との記載がございますが、出来形部分については、貴市における買い取りを明言頂けないでしょうか。通常のPFI案件においても出来形買い取りを頂くことが一般的でございますし、貴市に買い取りを頂けない可能性がある場合、建設期間中における事業者への融資組成が極めて困難となります。	原案の通りとします。
30			25	9	6	64	4	(2)	ア	違約金	本施設引渡後の事業契約解除時における違約金については、維持管理業務に対する契約保証と同様に、維持管理業務の各事業年度のサービス対価の金額(消費税等相当額を含む)の10分の1として頂けないでしょうか。金融機関よりプロジェクトファイナンスの供与を受けるにあたり、運営期間中の違約金相当額の積み立て等を求められることから、民間事業者の資金拠出が必要となりコスト増の要因となります。	原案の通りとします。
31			25	9		65	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	「出来形」には、事前調査費、設計費、解体撤去費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.28をご参照ください
32			26	9		67	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	「出来形」には、事前調査費、設計費、解体撤去費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.28をご参照ください
33			28	10		69	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	「本事業に直接関連する租税に係る法令以外の法令変更」とは、どのような法令変更を想定していますでしょうか。	本事業で提供するサービスに関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で、事業者の費用に影響があるものを想定しています。
34			30	12		72	3			不可抗力に伴う増加費用	建設期間中及び維持管理期間中の不可抗力に伴う増加費用については、金融費用についても含めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。不可抗力により契約内容が変更となる場合、融資契約書を含めた各種契約書の修正が必要となり、SPCに弁護士費用等が発生するためです。	第72条第1項のとおりです。
35			30	12		72	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	不可抗力が発生した場合、事業者が負担する費用の基準となる金額は、初回は『各事業年度の「ウ 維持管理費」(税込み)』ですが、同一事業年度内に複数回発生した場合、『維持管理費(税込み)』となっていることから、2回目以降は「維持管理期間(約15年間)の合計額」となるのでしょうか。当該理解が正しければ、初回と2回目以降の上限額に大幅な乖離が発生することから、後者の場合の負担額が過大であると考えます。	同一事業年度内に複数回発生した場合には、事業年度ごとに累計するため、2回目以降も、当該事業年度の「ウ 維持管理費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額となります。事業契約書(案)を修正します。
36	○		33	14		76				契約上の地位の譲渡等	契約上の地位及び権利義務の譲渡については、貴市の事前承諾事項となっておりますが、別紙4にて「施設費(b)割賦原価」と規定される支払請求権(債権)譲渡を前提とした提案(当該ファイナンススキーム採用によるコストメリットを反映を行い採択された場合、当該債権譲渡承諾を行って頂きますでしょうか？	原案の通りとします。

別紙1-4
契約書別紙 質問記入欄

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	質問回答
1	2	37	2					サービスの対価の減額	ペナルティ対象事象に伴い減額対象となるサービスの対価については、維持管理業務のサービスの対価のみであり、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価については、減額の対象外との理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	4	40			①			基準金利	日銀によるマイナス金利導入に伴い、期間の短いTSRは既にマイナス金利となっているものがございます。今後、基準金利がマイナスとなった場合、貴市より支払われるサービス対価に関する金利部分について、どのようにお考えかお聞かせください。	基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とすることを基本として協議します。
3	4	40	1		①			サービスの対価の構成	基準金利について、当該金利がマイナス表示となった場合でも、ゼロである(マイナスとならない)との理解でよろしいでしょうか。一般的に、事業者のキャッシュフロー上、割賦スプレッドとシニアローンスプレッドの差で生じた内部留保によって、監査・税務費用、支払保険料、金融費用(劣後ローン金利、エージェントフィー等)、担保関連費用(登記費用、確定日付費用等)などを賄うため、仮に割賦の出来上がり金利(基準金利+スプレッド)にゼロフロアを設定した場合は、当該スプレッド差が確保できないことにより当該費用を賄うことができず、事業者による安定的な事業運営に重大な支障が生じるものと考えます。	No.2をご参照ください。
4	4	40	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価	基準金利がマイナスになった場合は基準金利を0%として算出していただけるという認識で宜しいでしょうか。また、そのような文言を契約書上に規定していただくことはできないでしょうか。	No.2をご参照ください。
5	4	40	1		①			基準金利について	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る割賦手数料の基準金利(一期工事分、二期工事分、三期工事分)について、当該金利がマイナスとなった場合には、最低でもゼロである(マイナスとなはらない)旨を記載頂けませんでしょうか。	No.2をご参照ください。
6	4	41	2					支払金額及び支払スケジュール	不可抗力や法令変更等事業者の責めに帰すべき事由以外で維持管理業務の開始が遅延し、維持管理業務の終了日を延長することが想定された場合、支払スケジュールに関しても変更されますでしょうか。また、どのような変更が想定されますでしょうか。	当該事案が発生した場合、本市と事業者との協議により決定します。
7		42						サービス対価の支払スケジュール	表3の記載にある、一括払い金のスケジュールについて市の業務不履行により、支払が遅延した場合の割賦手数料の増額については市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	4	48	3		①			支払方法	一時支払金の金額変更の有無は、どの時期に確定することを想定しておりますでしょうか。また、事業者が発生したコストは、サービスの対価の支払スケジュールではなく、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	前段: 入札説明書に対する質問No.4をご参照ください。 後段: 当該事案が発生した場合、本市と事業者との協議により決定します。
9	4	48			①- ③			サービス対価の支払方法について	設計及び建築・工事監理業務のサービス対価(以下、サービス対価)の支払は第一期～第三期の工事完了分に区分されますが、それぞれの明細の支払い方法について規定されていません。明細の支払い方法は、同サービス対価を合算、もしくは別々に支払う選択があるかと思いますが、支払い方法については、事業者の意見を尊重した形での協議事項としていただけますでしょうか。	別々に支払うことを想定しています。

要求水準書 質問記入欄

No	本編	資料 番号	頁	章	節	(1)	①	i)	項目等	質問内容	質問回答
1			5	1	5				遵守すべき法制 度等	・高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例について 要求水準書のP17に「高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例」の記載があり ますが、要求水準書のP5の第5節「遵守すべき法制度等」に「高浜市みんなで 三州瓦をひろめよう条例」の記載がありません。P5の遵守すべき法制度等へこ の条例を明記するべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
2			17	2	1	2	(1)		地域性・景観性	・三州瓦の活用について 要求水準書P17に、「校舎棟等に、三州瓦を用いるとともに、」と謳ってあるが、 三州瓦を用いるの解釈は、瓦屋根として用いる意味を指しているのか、屋根以 外の部位に使用されている、用いたとの解釈になるのか。また、加点項目審 査の評価基準で加点される点数は、瓦屋根として使用した場合と、それ以外の 使用方法では異なるのか。	前段：三州瓦の使用施設については、校舎棟は必須とし、 その他の施設は事業者の提案によるものとします。また、 三州瓦の使用箇所については、建築物の外観デザインは 必須とし、それ以外の箇所(内装を含む)については事業 者の提案によるものとします。 後段：三州瓦の使用に係る加点項目審査では、三州瓦を 効果的に用いたデザイン等をした場合に高く評価するも のとします。
3			17	2	1	2	(1)		地域性・景観性	・三州瓦の活用について 要求水準書P17で、「校舎棟等に、三州瓦を用いる」と記載されていますが、 「等」にはどのようなものが含まれますか。	No.2前段をご参照ください。
4			17	2	1	2	(1)		地域性・景観性	・三州瓦の活用について 近年、三州瓦は屋根材としてだけでなく、壁材、床材にも使用され、木質系材 料と同様に、うるおいとやすらぎのある空間づくりに活用されています。三州瓦 の活用方法として、「等」の中には内装材への活用も含まれているのでしよ うか。	No.2前段をご参照ください。
5			17	2	1	2	(1)		地域性・景観性	・三州瓦の活用について 要求水準書には「景観性及び文化性を重視すること。」と謳われています。「三 州瓦」を使用した、現在建設中の高浜市役所庁舎と、昨年度建設された高浜港 駅舎の中間地点である高浜小学校は「景観」と「文化」の両面から関連性を持 たせることが必要ではないかと考えます。三州瓦の使用にあたっては高浜市と 協議することと謳っていますが、協議にあたっては、「景観」を重要視し、瓦を用 いた校舎棟等の例として、三重県亀山市の関中学校がありますので、関中学 校の活用例を視野に入れていただきたい。	ご意見として承ります。
6			17	2	1	2	1		地域性・景観性	地域及び事業予定地～なお、三州瓦の使用にあたっては、本市と協議するこ と。とありますが、市と協議した結果、事業者が提案した内容と異なった場合は 設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	市との協議とは、提案書の提出に先立ち、三州瓦の使用 事例等について、市より情報提供することを想定してい ます。提案された内容に対して、市が協議することを規定 したものではありません。
7	○		17	2	1	2	(1)		地域性・ 景観性	校舎棟等に三州瓦を用いる場合、貴市と協議することと記載がありますが、ど のような協議内容を想定していますでしょうか。 校舎棟以外で協議の必要がない(事業者提案による独自のデザイン等)施設 はございますか。	前段：提案書の提出に先立ち、三州瓦の使用事例等につ いて、市より情報提供することを想定しています。 後段：三州瓦の使用施設についてはNo.2前段の通りです が、三州瓦を用いる場合には市と協議を行い、本項前段 の「情報提供」を受けるようにしてください。

落札者決定基準 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	質問回答
1		1		II			設計及び建設・ 工事監理	・基礎項目審査の評価基準について 「要求水準を満たす」の考え方として、「三州瓦」を使用するにあたり、要求水準書へは「校舎棟等」への使用を謳ってありますが、どの程度の使用が「満たして」いることになるのでしょうか。校舎棟への使用を最低条件としているのでしょうか。	前段／後段：要求水準書に対する質問No.2前段をご参照ください。
2		2		V	(3)		地域社会・経済 への貢献	・市内事業者の活用について 地元経済貢献の観点から、市内事業者の利用について謳っていますが、その場合審査過程において市内事業者の利用把握はどのように行われるのでしょうか。	入札説明書に対する質問No.1をご参照ください。
3		2		V	(3)		地域社会・経済 への貢献	・子供達と一緒に作る学校づくりについて 高浜小学校校歌にも謳われているように、地域経済の歴史を語る上で「窯業」は守るべき地域特性であると考えます。高浜市の将来を担う子供達が学ぶ場所としてふさわしい建築物となるためには、建築の段階で児童や地域が関わる企画が必要だと考えます。例えば瓦のモニュメントづくりを行う等、こうした提案が出されてくることを期待しています。	ご意見として承ります。
4	○		5	5	(4)		価格評価点の算定	・価格評価点の算定について 価格評価点の計算方法として建設時点の価格を基準とされていますが、三州瓦を使用した場合、建設時点での価格はどうしても高くなりますが、長期的視点でメンテナンスコストを考えた場合、総合的な観点からコストが低くなると考えられます。価格評価点の減点分を性能評価点での加点に考慮して頂けるのでしょうか。	価格評価点は価格評価点として、性能評価点は性能評価点として、それぞれ別途に評価します。 なお、三州瓦の使用については「加点項目審査の評価基準」の記載の通り、三州瓦を使用することで、当該項目についての加点がなされる仕組みとしております。加点方法については、要求水準書に対する質問No.2後段をご参照ください。

様式集(入札参加資格審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	質問回答
1				入札参加資格審査に関する提出書類	参加表明書の受付期間は平成28年9月26日～30日となっておりますが、入札参加資格審査に関する提出書類の受付期間は平成28年10月24日～28日でよろしいのでしょうか。	お見込みの通りです。

様式集(入札書類審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	質問回答
1			1	(2)	②	提案書	提案書は1～5を1冊、7～9を1冊に分け別冊で提出するとの理解でよろしいでしょうか。	「提案書(1. ～5.)」と「提案書(7. ～9.)」(いずれもA4サイズ)は、1冊にまとめて提出してください。
2			1	(2)	②	提案書	基礎審査項目チェックシートは7～9の提案書の最後に添付するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3			1	(2)	②	提案書	正本には企業名等を記載することは可能との理解でよろしいでしょうか。	正本には、企業名等を必ず記載してください。
4	○		1	(2)	④	その他	CD-Rにて提出させて頂くデータは、PDF形式でよろしいでしょうか。	様式G-1、G-18～20、H-2、I-1～3についてはオリジナルファイル(Excel)とし、それ以外はPDF形式でかまいませんが、文字の検索が可能な状態としてください。

基本協定書(案) 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	質問回答
1			3	6	6		違約金	事業者の責めに帰す事由で事業契約を締結できず、事業者が違約金を支払う場合は、基本協定締結後、事業契約締結までの間であるとの理解でよろしいでしょうか。また、落札者決定から基本協定締結までに第6条5項に該当した場合、違約金の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。また、事業契約締結後に事業者の事由で契約を解除した場合は違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	前段: お見込みの通りです。 中段: お見込みの通りです。 後段: 事業契約締結後については、事業契約書に基づき違約金及び損害賠償が発生します。
2	○		4	9	2		資金調達	事業予定者に対して融資を行う金融機関の名称その他の詳細を貴市に提出するとありますが、どのようなものを想定していますか。	タームシート(融資に関する条件規定書)の内容等を想定しています。
3	○		4	10			事業契約不調の場合の処理	市の責めによる契約不調の場合であっても、応募費用等に関する弁済を市は行わないという理解でしょうか。また、議会での否決リスクや住民反対運動リスクについては、どうお考えでしょうか。	前段: お見込みの通りです。 後段: 議会での否決リスクについては、原案(入札説明書p.19)の通りです。住民反対運動リスクについては、本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動・要望等に起因する場合は本市が、事業者が実施する業務に起因する場合は事業者が、それぞれリスクを負います。
4			4	12	1		損害賠償	本事業の入札手続きについて談合等の不正が合った場合は損害賠償請求対象額が施設整備費相当の2/10となっていますが、これは第6条の違約金とは別に支払うとの理解でよろしいでしょうか。また、本事業以外でこのような問題があった場合は対象外との理解でよろしいでしょうか。万一、他事業でコンソーシアムの一員が指名停止等に該当し、本事業の契約が締結できなかった場合、違約金及び損害賠償請求の対象になりますでしょうか。	前段: 第6条第5項各号のいずれかの事由が生じた場合の第12条第1項の請求は、第6条第6項の違約金とは別ではありません。 中段: 第12条第1項は、本事業に関して第6条第5項各号のいずれかの事由が生じた場合に適用されます。 後段: 代表企業が参加資格を失った場合には、本事業の契約が締結できないため、違約金及び損害賠償請求の対象となります。構成企業又は協力企業が参加資格を失った場合には、本市との協議の上、当該構成企業又は協力企業を変更し、本事業契約が締結できれば、違約金及び損害賠償請求の対象とはなりません。